

一時預かり事業について

■ 事業内容

保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減のため、保育所や地域子育て支援拠点(子育てひろば)や駅周辺等利便性の高い場所などにおいて乳幼児を一時的に預かる

■ 実施類型

		保育所型	地域密着型	地域密着Ⅱ型	都単独型
根 拠		法第6条の2第7項 (第二種社会福祉事業)		予算措置 (予算上の事業)	
実 施 主 体		市町村又は保育所を経営する者	市町村又は市町村が適切と認めた者		
実 施 場 所		保育所	その他の場所(地域子育て支援拠点や利便性の高い場所等)		保育所、認定こども園、 認証保育所、保育室、 家庭福祉員宅
設 備 基 準		専用スペースを確保 (最低基準第32条を満たす)			空きスペースを活用 (施設全体で各施設等の 設備基準を満たす)
人員基準	資格	保育士		担当者 (保育士1名以上＋研修修了者)	空き定員を活用 (施設全体で各施設等の 人員基準を満たす)
	配置	最低基準第33条第2項 (ただし、原則として2名以上)			
補 助 制 度		国制度(補助率2/3 @1,800円)		国制度(補助率2/3 @1,620円) ＋ 都制度(補助率1/2 @180円)	都制度(補助率1/2 @1,800円)
補助対象の規模		年間延利用児童数25人以上(注1)	年間延利用児童数300人以上(注1)		年間延利用児童数1人以上
届 出		第二種社会福祉事業の届出(注2) (法第34条の11第1項)		認可外保育施設の届出 (法第59条の2)	不要
		(届出は利用児童数と関係なく義務)			

(注1) 保育所型、地域密着型及び地域密着Ⅱ型について、年間延利用児童数がそれぞれの補助対象規模未満の場合は、都単独型と同内容で補助

(注2) 届出によって、消費税、法人税、登録免許税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税が非課税となる。

社会福祉法により、寄付金募集の際の許可制度、サービス利用者に対する情報提供努力義務、利用契約の申込み時の説明の努力義務、利用契約成立時の書面の交付義務、質の向上のための自己評価等の努力義務、誇大広告の禁止などの義務が課される。

社会福祉法人においては、定款変更手続きのほか、当事業に係る経理区分の設定及び評議員会の設置が必要となる(平成24年3月末まで)。